

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成29年10月25日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成29年10月25日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金子 恵
委員	安 部 都	委員	西岡 克之
委員	岩 永 政 則	委員	河野 龍二

職務のため出席した者

議長	内 村 博 法	副議長	山 口 憲一郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	課 長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

議会の委任による専決処分について

開 会 10時52分

閉 会 15時05分

○委員長（喜々津英世委員）

それでは定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開会いたします。

特別委員会に続いての委員会でお疲れと思いますが、前回お約束をしておりました議会の委任による専決処分についての件をまず議題といたします。資料をお開きいただきたいと思います。内容につきましては、事務局の富永課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

お疲れ様です。資料はホッチキス留めを2つお配りしております。右肩に赤の参考としているものが事務局の方で作りました物です。付いてない方で、まず説明をさせていただきます。検討資料、町長の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例の見直しについてと記載をしている分でございます。まず1番目の経緯でございます。前任の議会運営委員会で既に議論は行われていたが、任期満了に伴い現議会運営委員会に引き継がれたものということで経緯をお示ししております。町長の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例は、議会の権限に属する事項で条例改正の提案権は議会側にあるということで、こちらの方は議員必携にも載ってますよということをお示ししております。2つ目が自治法の規定でございますけども、議会の委任による専決処分ということで第180条の1項と2項、こちらの方を四角囲みで記載しております。3番目、条例改正の必要性でございますけども、まず現行条例は地方自治法の改正に伴う見直しがされておらず、この改正の部分は必須と。これにつきましては前回のこの会議の方で総務の資料でお示しをして、以前の自治法改正が反映をしてないということをお伝えした部分になります。それと（2）県内各市町では、損害賠償、訴えの提起、和解、調停、条例改正、議決工事請負契約の変更、その他等について別表のとおりということで、こちらの方も前々回、A3の表でお配りをした取りまとめのように議会の委任による専決処分事項を定めていると、県内ではいろんな損害賠償等を表のとおりに定めている状況だということを書いております。3番目でございます。現行条例では交通事故が発生し、相手方との交渉が成立しても和解及び賠償金の額の決定については議会の議決を経なければ支出できない。軽易な事項として指定することにより賠償金を直ちに支払うことができる等々、理事者側執行権に対し、議会が足かせとなることを回避し、スムーズな行政運営に寄与ということで、条例改正が必要じゃないかということに記載しております。4点目、2枚目が条例案改正案の内容でございます。（1）現行条例は法第180条を根拠規定としているが180条第1項への改正。同時に180条第2項、議会への報告義務を加えております。（2）昭和38年の法改正その他により各号、1号、2号、3号の削除等大幅な改正が必要であり、前条例の廃止を前提の案としております。県内市町では軽易な事項の指定についてという、いわゆる議決、決議文でしている例もありますけども、本町では条例方式を採用しており、とりあえず条例方式での改正案を作っ

おります。詳細は条例案を見て下さいということで。ページをめくっていただいて5番になります。専決処分事項の事例でございますけども、先程御説明したA3の表です。専決事項、県内市町の取りまとめを参考にした想定される専決事項ということで1号から8号まで。1号が契約の変更の部分、2号が災害発生時の緊急予算、3号が損害賠償の額、4号が訴えの提起、和解、調停の額、5号が町営住宅に係る家賃支払い等の訴えと和解、調停です。それと6号が条例の引用法令の改廃等に伴う字句の修正、これ条例の部分になります。それと7号が職員の賠償責任事項ということで、こちらの方、今までありませんでしたけども、他の市町を見ますとあるところがございますので、一応、7号ということで記載をしております。8号はそのまま。これは市町村総合事務組合の組織の公共団体の数の増減と規約変更の専決の部分です。これはそのまま、現行のものを残しているという形になっております。右側が条例の案でございます。3条立てになっておりまして、1条が専決処分の事項を指定することを目的とすると。第2条で先程言いました1号から8号までを列記致しております。第3条で議会への報告をここで規定をするということで、附則の方で現行の条例は廃止をするということで全部改正です。廃止をするということでの案、叩き台ということでございますので、どんどん叩いていただければと思います。参考資料の方の説明に参ります。こちらは事務局の方で質疑応答集とか事務提要その辺り、この180条に関することについて、例えば第一法規の質疑応答集ではこんなふうに書いてるよというものをそれぞれお示ししております。次の裏のページまで専決処分の意義とか時期とか、提案権とか報告に対する質疑の可否とか、そういうものを記載しておりますので、参考にしていただければと思います。3ページ目からは96条、現行の議会の権限の部分でございます。各号、4号、5号、12号、13号に下線を引かせていただいております。この部分についての権限を議会議決で委任をしていくことになるのではないかとということで、強調をさせていただいてるところです。この議会の権限、96条のまず5号、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。それと8号、前2号に定めるもの他、その種類金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得処分に関することということで、この政令を次の条例、うちの方が条例で定めているものを次のページの下段、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例ということでお示しをしています。96条第1項第5号の規定による契約です。契約は5,000万円以上の工事と製造の請負、それと第3条で議会に付す、これは96条の8号になりますが、96条1項第8号の規定による議会の議決に付さなければならない財産の取得及び処分は700万円、土地については5,000平方メートル以上と条例をちゃんと定めております。これがその根拠となる政令です。政令条文を載せております。第96条第1項第5号の契約の種類と金額、これに従って長与町は条例で5,000万円と700万円と定めているところです。以上が資料の説明でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

では、説明が終わりました。参考資料も見ながら、まず、この資料1の見直しについてという2枚ものの両面刷りがあります。これについては、それぞれ前の議会運営委員会でもあらまし説明をしておりましたけれども、理論構成していく上ではこう言った意味で改正が必要ですよというのをまとめております。前回はその内容について、具体的に叩き台を事務局と相談してやるということでしたので、叩き台を2枚目の例として載せております。その説明文が5の専決処分事項の事例であります。何かお気づきの点、これは外した方が良くないか、あるいはこれは入れるべきじゃないかとか、前回の県内の市町の状況等も踏まえて議論をしていただきたいと思っております。

それから前回、河野委員の方から例えば訴えの提起あるいは和解、調停等については、やっぱり議会の議決事項とした方が良くないかという意見が出されておりましたけれども、そこだけを説明をいたしますと1枚目の紙の裏面です。3号で損害賠償の額は一般的事項を300万円以内。これは時津町あるいは長崎市並みをしておりまして、交通事故に係るものは保険金の限度額までと。それから訴えの提起、和解、調停の額は一般的事項及び支払督促、滞納処分は300万円以内、これも長崎市と同じようにしております。それから交通事故に係るものは先程と同様、限度額までと。第5号が町営住宅等に係る家賃の支払い、明渡し等に係る訴訟、和解、調停。これは限度額は設けておりませんで、こういうふうに案としては作っておりますので、これについて、前回の協議も踏まえて意見を頂戴したいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

じゃあ、そこからちょっと私なりの意見を述べたいと思っておりますけど、3号の損害賠償です。これについては、1枚目の資料の現行条例では議会の議決を経なければ支出できないということで、そういう部分では迅速な対応が非常に難しいというところで、これについては専決処分に該当するかなというふうに思うんですけど、いわゆる4号、5号の訴えの提起と和解、調停の部分についてですけども、前回から申しますように、訴えの提起というのはこちら側が相手に対して訴えの提起を起こす内容ですよ。議会の議決を経なければそれができないというふうな部分では、タイミングの問題というか、行政の対応の問題だと思うんです。専決処分を与えて、安に議会の議決がなくてもできるんじゃないかと、やっぱり議会が有るタイミングで、行政はそういうふうな対応しても全然問題無い訳です。ですから、ここは安に専決処分を与えて、議決を経なくて専決処分で対応できるというんじゃないかと、やはりしっかりと議決をしていくと、議会の対応をしていくというふうな部分があつてしかるべきで、前回も申しましたように訴えの提起になると支払督促だとか、町営住宅であると引き渡しなんかで、住民に対して訴えを起こすというふうな問題でありますし、前回申しましたように議員は住民の代表ですから、そういう意味ではそういう問題がきちっとやはり議会でも議決を経て対応できるというふうな形ですべきじゃないかと思っておりますので、4号、5号については、私はこの専決処

分、簡易な内容に該当しないんじゃないかなと思いますんで、これについては外していただければというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的に専決処分の額云々の問題じゃなくて、訴えの提起とか和解、調停、これそのものがもう議会の議決事項だとそういう意見ですね。

他にありませんか。

今のこの4号、5号に絞ってちょっと議論を深めていきたいと思います。

確かに市の中でも4つの市は全然設けてない。これは1番最新版だと思いますけれども、あとの市は設けておると。こういう状況。長崎市と佐世保市だけが額を上限を決めて、それから和解については佐世保市はもう全くしてない。いろんな市あるいは町の状況によって違いが出てきております。ただ公営住宅の件については、市は全てじゃないが上段の方は町長の専決処分事項と、軽易な事項として取り扱っておると。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

今、1号から3号まで大体の考え方についてはまとまったというふうに思いますが、それを含めて、午後から更に詰めていきたいと思います。

場内の時計で13時15分から再開をいたします。

休憩します。

（休憩 12時00分～13時14分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

先程3号までおおよその考え方を決めたとありますが、また後で再確認をしたいと思えます。4号、5号については議論が相当あると思えますので、これは後回しにして、まず6号、既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正または字句の修正に関するということ、これについては島原市、諫早市、大村市それから南島原市等が載せておりましたので一応載せております。これについて皆さんの意見を聞かせていただきたいと思えます。基本的には今、条例改正が法の改正等に伴った時にいろいろ軽微な字句の修正も所要の整備という表現の仕方が出ておりますけれども、もしこれが軽易な事項ということで指定されれば、行政側で一定の議会の議決を経らなくてもできるということになるのかなと。ただ、いちいちこれを報告せんばいかんのかというのがありますが、字句の修正にしても条例の改正ですから、当然、報告はしてもらわんばいかんということになる訳です。ただ、これをやることによって一気に進む。今まで変えたくても変えきらんやっただ字句の修正等が変えきるということにはなるかもしれないけど、これについて

御意見があればどうぞ。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今までそういう軽微なもので条例を変更しなければいけないというような、そういう事例というのは余り記憶には無い訳です。そういう実態でありながら、敢えてこれを入れるという必要性があるのかなというふうには感じます。何かその辺りは事務局でこういう事例があつて、だからこれを入れた方が良くないかというような。私はここ5年、10年の間には見受けてないというふうには思うんですけど、どうなのでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

ここで第2条の第1号、これについては議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、昭和39年条例第12号第2条に基づく契約において、1件につき500万円以内の契約金額の変更を行うこと。これについてはこのまま1号として載せていくと。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

次に第2号、災害発生時の緊急予算に関すること。これについては自治法179条で緊急時の専決処分ということであるけれども、一応これもこのまま載せておくということで、先程話をさせていただきました。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

次に第3号、法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円（交通事故に係るものにあつては自動車損害賠償保障法昭和30年法律第97号）による保険金額の最高限度額に相当する額以下のものということでありました。ここで300万円の取り扱いについて。そして、この条文の後に時津町の例の方、それをずっと入れ込んでいくということでさせていただきたいと。それでよろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

4番目、5番目については、今だいぶん議論させていただきました。まだまだ意見の隔たりは相当ありますし、次回に持ち越したいと思っております。

6番目の既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度というものについては、諫早市の例によって分かりやすい簡潔な表現に留めるということで決めていただく。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それから、第7号は削除、第8号はこのまま載せておくということで御決定をいただきました。第3条の議会への報告についてもこのまま載せていくということであります。

以上、町長の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例の案を審査いただきましたけれども、これはまだまだお互い、私も理論武装せんばいかん。河野委員もまだ理論武装せんばいかんでしょうけれども、要は行政。我々はやっぱり町民の代表であるということを前提として、議論をしていかんばいかんという思いがありますので、次回に持ち越してそれぞれ議論攻勢をして提起していただきたいと思います。

本来はここで政治倫理条例。前回の10月12日の議会運営委員会でも議長の方から早く着手をするようにという指示をいただいております。これについては、資料は一応、前回の時に2枚物の骨子をお配りをしておったと思うんですが、これに基づいて分かりやすく新旧対照表というのを比較検証できるように、その理由は何ですよというのが、また別物で書いております。議会事務局にやっておりますので、資料を持ち帰っていただいて目を通していただくと。この専決処分のこの条例が終わった後に、それを組み込むということにさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

場内の時計で14時55分まで休憩をいたします。

(休憩 14時40分～14時55分)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

先程説明しました新旧対照表、あくまでもこれは素案であり、叩き台でありますので、ここまではせんでもとかいうのもあると思います。承知の上で書いておりますから、どんどん加筆、削除これは可能でありますので、お目通しをいただきたいと思います。それでは、次回の議会運営委員会を11月9日木曜日9時30分から開会をいたします。なお、当日午後1時から南小の30周年記念の祝賀会がありますので、その前には終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。その際は、今日の積み残し分をある程度仕上げたいと思いますので、よろしく願いします。

本日は長時間にわたって協議をいただきましてありがとうございました。

これにて閉会をいたします。お疲れ様でした。

(閉会 15時05分)

委員長